

がんばるお店応援キャンペーン

第3弾 申請要項

1 趣旨

長期化する原油価格や原材料費の高騰等の経済変動の影響を受けている区内店舗を支援するため、消費者向けに「値引き・おまけ」などの消費者還元サービスに取り組む店舗に対し、サービスに係る費用や電力・ガス・燃料費、原材料等の購入経費を補助します。

2 補助対象者

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業（※）及び個人事業主であって、文京区内に店舗を有していること。
※個別の法律に規定される法人であって、資本金等の額又は常時使用する従業員の数が中小企業と同規模の者を含む。
（例：特定非営利活動法人、一般社団法人 等）
- (2) 店舗において、小売、飲食、その他生活に必要なサービス等を提供していること
- (3) 令和5年5月1日～6月30日の期間中に、消費者向けに商品割引等のサービス（消費者還元サービス）を実施すること

※店舗における感染症対策については、国や東京都の指針等を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。

3 補助対象経費・補助額

① **5月1日～6月30日の期間中**に発生した消費者向けに実施する消費者還元サービス（商品割引・サービス品の提供等）の還元金額相当にあたる費用

② **令和4年10月16日～令和5年6月30日の期間中**に店舗の営業のために購入した以下の経費

○ **電力・ガス・燃料費等の2分の1の額** **拡充しました！**

○ **原材料費等の10分の1の額**

（①の消費者還元サービスを実施した場合に限る。※電力・ガス、原材料費等のみの申請はできません。）

【補助額】

① 「割引」「おまけ」などの消費者還元サービスに係る経費：上限**15万円**

② 電力・ガス・燃料費、原材料等購入経費：上限**15万円** **拡充しました！**

上記①②合計で**上限30万円まで補助（1店舗1回のみ）** ※千円未満端数切捨て

※別途実施の「現下の経済変動に対応するための経営相談支援事業」で申請した経費は対象外となりません。

（例）「経営相談支援補助金」で1・2月分の電力・ガスの経費を申請

→**がんばるお店応援キャンペーン第3弾では1・2月分を申請することはできません。**

※その他本事業以外の制度で補助を受けた、又は受ける見込みのある経費は補助対象となりません。

4 消費者還元サービス実施の要件

- 消費者還元サービスは**令和5年5月1日（月）～6月30日（金）**の期間中に実施してください。
- 消費者還元サービスを実施するに当たっては**事前の申請**が必要です。サービス開始の2週間前までに事前相談書類を郵送でご提出ください。区で内容を確認の上、交付を決定したのちに、サービスを開始してください。
- 各店舗のサービス内容・実施期間等は、文京区店舗紹介サイト「**文京ソコチカラ**」内**特設ページに掲載**し、広く周知します。掲載内容を変更される場合はコールセンターへお知らせください。
- 区から送付するポスターを店舗に掲示していただき、各店舗の広報ツールでも事業を宣伝いただくようお願いします。
- 参加決定後、**サービス内容・期間等を変更する場合、予定より早くサービスを終了する場合**は必ずコールセンターへお知らせください。店舗用ポスター等の記載内容修正は各店舗にてお願いします。

消費者還元サービスの例

例1〈特別価格での商品の提供（商品割引）〉

◆販売価格が700円のお弁当を500円で販売し、1日10個30日間提供した場合

〔700円（通常価格）－500円（特別価格）＝差額の200円が還元金額相当分〕

→200円×10個×30日間＝60,000円が補助金額となります。

※還元金額相当分が1,000円までのものが補助金の対象とします。販売価格が無料になる場合は対象外となります。

例2〈サービス品を提供〉

◆1,000円以上の商品を購入した方に、500円相当のおまけの品をサービスし、1日10個40日間提供した場合

〔サービス商品販売価格500円が還元金額相当分〕500円×10個×40日間＝200,000円

→15万円が補助金の上限のため、実績額が20万円でも補助金額は15万円になります。

※商品よりも高額なサービス品は補助対象外となります。

上記2つの例と異なる消費者還元サービスについても補助対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

電力・ガス・燃料費、原材料等購入費

店舗の営業活動に当たって購入した経費をいいます。

令和4年10月16日から令和5年6月30日までに購入した経費のうち、電力・ガス・燃料費等は2分の1の額、原材料費等は10分の1の額までが補助金対象となります。

※購入経費の証明書類の提出が必要となります。各店舗にて経費に係る書類の管理をお願いいたします。

【品目例】

①電力費等：店舗の電気代、ガス代、その他燃料（ガソリン・灯油等）購入費（※水道料金は対象外）

②原材料購入費：食材・飲食料品、販売商品の仕入費、営業に必要な消耗品購入費 等

※備品・設備等の購入費、人件費・家賃等の固定費は補助対象となりません。

※本事業以外の制度で補助を受けた、又は受ける見込みのある経費は補助対象となりません。

※電力・ガス・燃料費等については、別途実施している「**現下の経済変動に対応するための経営相談支援補助金**」に申請した経費は対象となりませんので、ご注意ください。

〈例1〉店舗の電気代、ガス代として令和5年3月から5月の期間で30万円を支払い

→30万円の2分の1となる15万円が補助金額となります。

〈例2〉メニュー用として、玉ねぎ等の野菜類、小麦粉等の穀類、食用油等の食材を20万円分購入

→20万円の10分の1となる2万円が補助金額となります。

〈例3〉販売商品として、50万円分仕入れ

→50万円の10分の1となる5万円が補助金額となります。

5 補助金支給の流れ

① 参加申込（申請書類の提出）

消費者還元サービス（割引・おまけ）内容・実施期間等を決め、申請書類を提出します。

※サービス実施2週間前までにご提出ください。

令和**5**年**4**月**5**日（水）から
6月**16**日（金）まで

【宛先】〒112-8555
文京区春日1-16-21
文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン担当



② 参加決定・特設サイトにサービス内容掲載・宣伝

申請内容を区で確認・決定後、区内店舗紹介サイト「文京ソコチカラ」内特設ページにサービス内容等を掲載します。

※サービス実施・実績報告に関する書類を区から送付します。



③ 消費者還元サービスの実施

消費者の方向けに消費者還元サービスを実施します。区から送付するポスターを店舗に掲示してください。

- (1) 来店者に対し、申請しているサービスを実施してください。
- (2) サービス実施による売上額・売上数などを管理してください。

令和**5**年**5**月**1**日（月）から
6月**30**日（金）まで



④ 実績報告書類提出

消費者還元サービス終了次第、実績報告書類を作成し、報告期間内に郵送（簡易書留など追跡ができるもの）で提出してください。

令和**5**年**5**月**1**日（月）から
7月**14**日（金）まで

【宛先】〒112-8555
文京区春日1-16-21
文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン担当



6 申請書類（※消費者還元サービス実施前）

①～④は全ての方、⑤は申請時点で原材料等を購入している場合にご提出ください。

（書類の返却はいたしません。）

① 補助金事前相談書（別記第1号様式）

◆記入例を参考に記入してください。

◆申請要件に全て該当しているかどうかと相談書下部の「※ 確認事項」の内容を確認してください。

② 事業計画書（別記第2号様式）

◆消費者還元サービスの実施内容の計画、原材料費等購入計画を記入例を参考に記入してください。
（Excel様式の表には計算式を入れてあります）

③ 店舗の営業実態が確認できる書類（※いずれか1点のみで可）

◆直近の確定申告書の写し（税務署受付印又は電子申告受信通知があるもので、店舗所在地が分かるページ（申告書類の先頭のページ）の写し）

◆営業許可証等の写し（例：飲食店営業許可、酒類販売業免許等）
など、店舗の営業実態が分かる書類を提出してください。

④ 経費の支払いを証明する書類の写し ※証明書類は原本ではなく写しを提出してください。

◆令和4年10月16日～申請時点の期間中に電力・ガス、原材料等を購入した場合は、「**経費明細表**」に経費の内容を記入し（別途店舗にて仕入台帳等経費の支払いが確認できる書類がある場合はその写しでも可）、**任意の領収書1枚の写し**（区で領収書添付用台紙を用意しています。）とともに提出してください。

詳しくは5ページ目「8 経費の支払いを証明する書類の提出方法」をご覧ください。

申請書類①②④の様式は、文京区ホームページ上の以下のページからダウンロードしてご使用ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/syoutengai/sokodikara/omiseouen3.html>



7 申請方法等（※消費者還元サービス実施前）

① 申請期間

令和5年4月5日（水）～6月16日（金）まで

店舗で消費者還元サービスを開始する2週間前までに申請書類を提出してください。

② 申請方法

郵送により申請書類を提出してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【宛先】

〒112-8555 文京区春日1-16-21
文京区 経済課
がんばるお店応援キャンペーン 担当

参加決定後、掲示用ポスター等を店舗宛てにお送りいたします。

8 経費の支払いを証明する書類の提出方法（※電力・ガス、原材料等を購入した場合）

○提出書類（書類の返却はいたしません。）

◆以下の書類を提出してください。※**原本ではなく写し**を提出してください。

①経費明細表（「電力・ガス・燃料等用」、「原材料費等用」の2種類あり。区HPからダウンロード可能）

※別途店舗にて仕入台帳等経費の支払いが確認できる書類がある場合は、その写しでも可能です。

その場合は、メーカー等でどの経費が補助金の対象経費が分かるようにしてください。

②「電力・ガス・燃料等」と「原材料費等」それぞれの領収書の写し1枚（添付用台紙は区HPからダウンロード可能）

※「電力・ガス」は、各経費の1か月分の領収書を、「燃料費」は任意の領収書を1枚提出してください。

※「原材料費等」は、多く仕入れている品目、高額な仕入れなど、代表的な経費の領収書を1枚ご提出ください。

※請求書・納品書しかない場合は、請求書等とその金額と紐付けできる通帳等の写しを提出してください。

○提出時期

以下2回の時期にご都合に合わせて提出してください。

①補助金申請時に提出

補助金申請時点で原材料費等を購入している場合は、申請書類と一緒に上記証明書類を提出してください。

申請後に購入した経費分については、下記②の時点で追加提出してください。

②実績報告時に提出

下記「9 実績報告」をご覧ください、実績報告書類と併せて提出してください。

※電力・ガス、原材料等購入経費分の補助金は、消費者還元サービス実施後、実績報告をいただいたあとにサービス実施分と合わせて支給します。事前に支払証明書類をご提出いただくと実績報告から補助金支給までスムーズに手続きができますので、事前提出のご協力をお願いいたします。

※補助金の申請に係る全ての領収書等の書類については、5年間適切に保管してください。

必要に応じて、文京区から領収書の写し等の提出をお願いする場合があります。

○提出先

〒112-8555文京区春日1-16-21 文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン担当

9 実績報告（※消費者還元サービス実施後）

①②は全ての方、③は電力・ガス、原材料等を購入した場合にご提出ください。

（書類の返却はいたしません。）

① 補助金申請書兼請求書（別記第3号様式）

◆記入例を参照して記入してください。

② 事業報告書（別記第4号様式）

◆消費者還元サービスの実施内容・原材料等購入の実績を記入例を参考に記入してください。

③ 経費の支払いを証明する書類 **原本ではなく写し**を提出してください。

◆経費明細表（「電力・ガス・燃料等用」、「原材料費等用」の2種類あり。区HPからダウンロード可能。）

◆「電力・ガス・燃料等」と「原材料費等」それぞれに係る領収書の写し1枚

提出方法については、上記「8 経費の支払いを証明する書類の提出方法」をご覧ください。

※申請時等に事前に提出している場合は、新たに購入した経費分のみ追加で提出してください。

ただし、②の事業報告書には期間中（R4.10.16～R5.6.30）に購入した合計の実績額を記入してください。

実績報告書類の様式は、文京区ホームページ上の以下のページからダウンロードすることも可能です。

令和4年5月上旬に様式をHP上に掲載します。また、参加店舗には様式を郵送でお送りします。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/syoutengai/sokodikara/omiseouen3.html>



① 実績報告書提出期間

令和5年5月1日（月）～7月14日（金）（当日消印有効）

までに消費者還元サービスの実施終了後、速やかにご提出ください。

② 提出方法

郵送により書類を提出してください。簡易書留等郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【宛先】

〒112-8555 文京区春日1-16-21
文京区 経済課
がんばるお店応援キャンペーン 担当

③ 入金

順次実績報告書類の確認作業を行い、不備等がない場合にご指定の口座へ補助金を支給します。多くの店舗様の実績報告が集中した場合、補助金支給までにお時間を要する場合がありますので、ご了承ください。書類に不備がある場合は、店舗様へご連絡させていただきます。

11 その他

本補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消し、補助金支給後の場合、返還していただきます。

がんばるお店応援キャンペーン
コールセンター
※令和5年4月5日から電話受付

TEL.090-8182-7093
(平日 10時～17時)

区内店舗の皆様へ

『～文京区のお店紹介サイト～
文京ソコチカラ』にご登録ください

文京区内の店舗等の情報を文京区ホームページの『文京ソコチカラ』に掲載しています。現在、500を超える店舗が登録しており、登録は無料です。がんばるお店応援キャンペーン第3弾の申請に関わらず登録可能ですので、店舗のPRにぜひご活用ください。

本補助金については、「文京ソコチカラ内がんばるお店応援キャンペーン第3弾特設ページ」において、店舗名・消費者還元サービス内容を掲載します。

さらに『文京ソコチカラ』に本登録いただければ、店舗様ごとの紹介ページが作成でき、よりPRの幅が広がります。本登録をご希望の場合は、無料で登録が可能ですので、お店のPRとしてぜひご登録ください！

本補助金のほか、様々なキャンペーン情報等もすばやく入手できます。ぜひこの機会にご登録ください。

店舗ご紹介ページURL

<https://bunkyosokojikara.com/>

登録用URL

<https://bunkyosokojikara.com/for-shop/>

